

第5次茨木市総合計画 後期基本計画(令和2～6年度)【概要版】

※後期基本計画の本編は、市役所政策企画課(本館3階)、情報ルーム(南館1階)などに設置しています。また、市ホームページからもご覧いただけます。

1 後期基本計画策定の趣旨 ～社会情勢の変化を捉え前期基本計画を更新しました～

- 平成27年3月、茨木市をどんな「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかということ、総合的・体系的にまとめた第5次茨木市総合計画(平成27年度～令和6年度)を策定しました。総合計画は10年間の基本構想と前期・後期5年間の基本計画で構成され、平成27年度～令和元年度は前期基本計画に基づき、各種施策を推進してきました。
- 令和2年度～令和6年度の後期基本計画は、前期基本計画をベースにしなが、社会情勢の変化や、今後想定される変化を的確に捉えつつ、計画期間のさらに先を見据えながら、総合計画審議会での審議や市民の意見などを反映し、今後の5年間(令和2年度～令和6年度)の総合的なまちづくり計画として策定しました。

2 計画の構成と期間

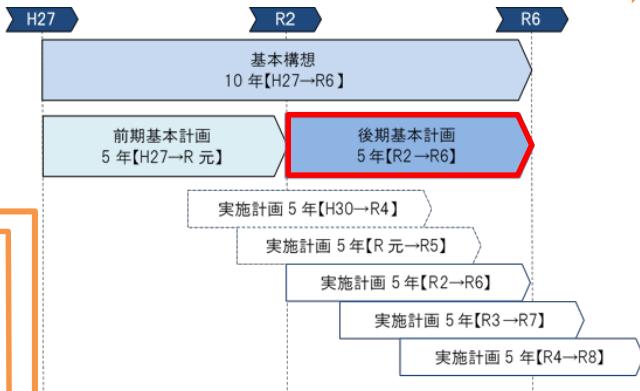
(1) 計画の構成

- 基本構想**
まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。
- 基本計画**
基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、都市構造、財政計画を示します。
- 実施計画**
基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。
なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



(2) 計画の期間

- 基本構想：10年間(平成27年度～令和6年度)
- 基本計画：5年間(前期：5年間、後期：5年間)
- 実施計画：5年間(ローリング方式にて毎年改定)



4 社会情勢の変化への対応

後期基本計画は、前期基本計画をベースに、これまでの社会・経済情勢の変化や、今後想定される変化を捉え、更新しました。

(1) 前期基本計画策定時からの主な社会情勢の変化

① SDGs達成に向けた取組の推進

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGsは、「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指しています。後期基本計画では、施策ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解や連携を促し、施策を推進していきます。



② 大規模な災害の経験

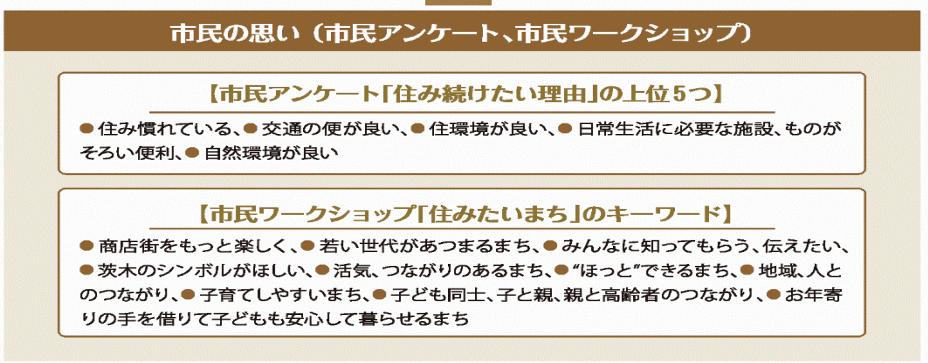
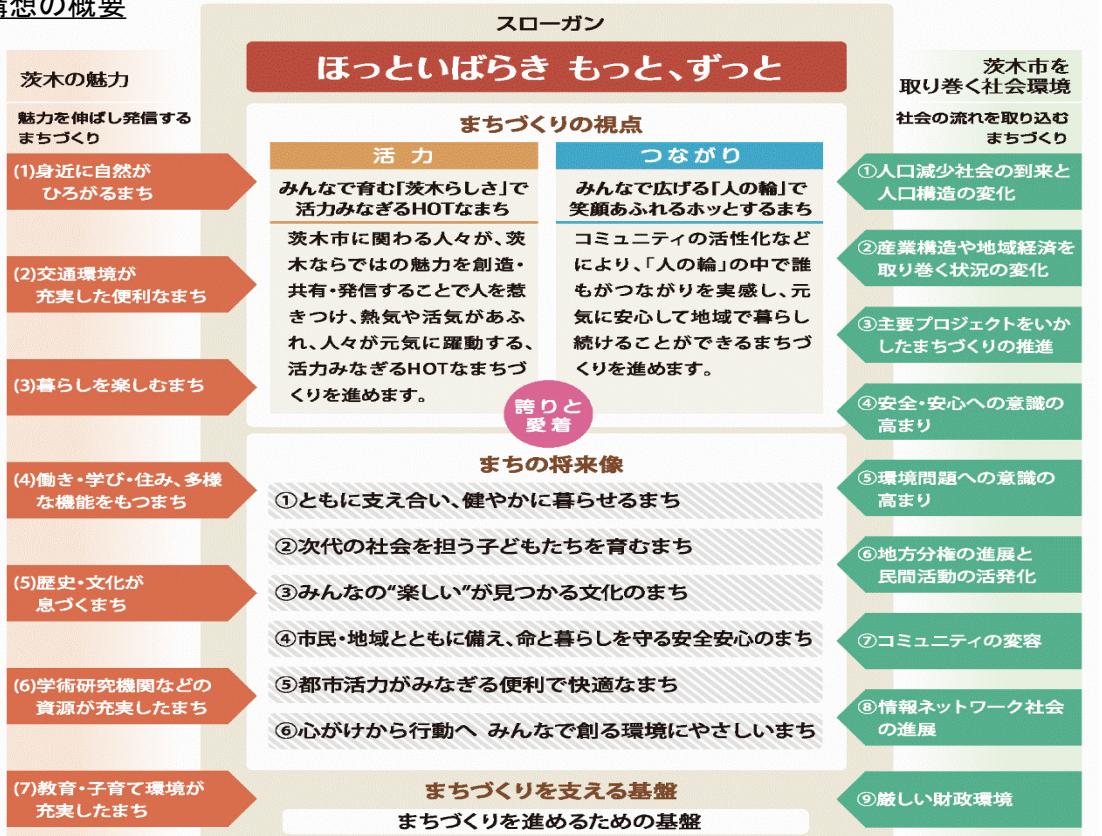
平成30年には、大阪府北部地震や台風など、大きな災害の連続に見舞われました。災害対策本部等において、福祉、子育て、教育など、あらゆる分野で災害対応、被災者支援を行った経験を踏まえ、積極的に施策を展開していきます。



③ Society5.0・国の動向への対応

AI等の先端技術により経済発展と社会的課題の解決の両立をめざす「Society5.0」の動向をはじめ、地方創生の取組や、障害者差別解消法、幼児教育の無償化などの国等の大きな動向を的確に捉え、市民の利便性の向上に向け、積極的に推進していきます。

3 基本構想の概要



④ 新たなまちづくりの拠点

立命館や追手門の新キャンパスの開設、新名神高速道路の開通やJR総持寺駅の開業など、ヒトやモノの流れが変わる整備が進んでいます。これらの拠点から生まれる、新たな流れをいかにしながら、「活力」と「つながり」のあるまちづくりを進めていきます。



(2) 今後のまちづくりの拠点整備

